

令和6年度新規就農者交流研修会開催等業務委託 公募型プロポーザル審査要領

この要領は、令和6年度新規就農者交流研修会開催等業務に係る受託候補者を選定するために行う企画提案書等の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

本業務に係る企画提案書等の審査は、公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。

2 審査方法

委員会の委員は、公募型プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等及び参加者による審査委員会でのプレゼンテーションに基づき、別紙1「企画提案審査基準」に定める審査項目、審査の視点及び配点により評価・評点を行う。

評価・評点は次の評価基準により行うものとし、各委員の合計点を集計し、その平均点が60点以上の企画提案のうち上位1点（参加者が1者の場合は、60点以上のもの）を最優秀提案者（契約の相手方候補）として選定する。

ただし、合計点の平均点が60点未満の場合は、選定しないものとする。

【評価基準】

	配点〔10点〕	配点〔5点〕
特に良い	10点	5点
良い	8点	4点
普通	6点	3点
やや劣る	4点	2点
劣る	2点	1点